

(設置)

第 1 条 市民の健康づくりを総合的に推進するために、深谷市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 健康づくり計画に関すること。
- (2) 健康づくりの推進に関すること

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 22 人以内をもって組織する

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 保健医療団体の代表者
- (3) 健康づくり団体の代表者
- (4) 関係団体の代表者等
- (5) 識見を有する者
- (6) 深谷市人材バンク登録者

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民の健康づくりの推進に関する事務を所掌する部署において処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを決定する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 11 日から施行する。